

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、地方公営企業および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、平成 31 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例(昭和 24 年滋賀県条例第 44 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	平成30年度	平成31年度 (案)	増 減	摘 要	
知事の事務部局		3,089	3,130	41	公共事業増加対応、子ども家庭相談センター体制強化・一時保護所開設、国スポ・障スポ大会・全国植樹祭開催準備等による増員	
議会の事務部局		28	28	0		
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0		
監査委員の事務部局		15	15	0		
教育委員会の事務部局		207	207	0		
労働委員会の事務部局		14	14	0		
収用委員会の事務部局		3	3	0		
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0		
人事委員会の事務部局		10	10	0		
地方公営企業の事務部局(企業庁)		69	72	3	浄水場耐震対策による増員	
病院事業庁の事務部局		1,120	1,134	14	経営改善に向けた体制整備等による増員	
教	校長、教員	3,401	3,369	△ 32		
	校長、教員以外の職員	595	579	△ 16		
	計	3,996	3,948	△ 48		
育 機 関	ア 高 等 学 校	校長、教員	2,214	2,179	△ 35	うち教育職以外の職員 △5
		校長、教員以外の職員	381	373	△ 8	
		計	2,595	2,552	△ 43	
	イ 中 学 校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
ウ 特 別 支 援 学 校	校長、教員	1,148	1,151	3	うち教育職以外の職員 △5	
	校長、教員以外の職員	145	138	△ 7		
	計	1,293	1,289	△ 4		
エ	学校以外の教育機関	66	65	△ 1	新船運行対応および乗船体制見直し対応終了による減員	
合 計		8,559	8,569	.10		

定員管理の状況(教育職、警察官以外の増減員)

30(上記下線部の計)

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,089人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 207人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 <u>69人</u></p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,120人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>3,401人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>595人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>3,996人</u></p> <p>ア 高等学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>2,214人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>381人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>2,595人</u></p> <p>イ 中学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 39人</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 3人</p> <p style="margin-left: 2em;">計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>1,148人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>145人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>1,293人</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,130人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 207人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 <u>72人</u></p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,134人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>3,369人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>579人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>3,948人</u></p> <p>ア 高等学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>2,179人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>373人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>2,552人</u></p> <p>イ 中学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 39人</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 3人</p> <p style="margin-left: 2em;">計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員</p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員 <u>1,151人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">校長および職員以外の職員 <u>138人</u></p> <p style="margin-left: 2em;">計 <u>1,289人</u></p>

エ 学校以外の教育機関の職員 66人

(11) 合計 8,559人

2 省略

第3条 省略

エ 学校以外の教育機関の職員 65人

(11) 合計 8,569人

2 省略

第3条 省略